

貸付限度額（年額）の計算方法について ①

1. 進学する学校を下記から選び、該当する記号の図表をご覧ください。

- A** 国公立 **B** 大阪府の推進校(*)の私立 **C** 大阪府外・大阪府内の推進校(*)以外の私立
D 通信制 **E** 大阪公立大学工業高等専門学校 **F** 大阪府外の国立高等専門学校

* 推進校とは、大阪府に「私立高校生等就学支援推進校」に指定された学校です

2. 進学届に印字されている「見込額」と同じ箇所を参照して、貸付限度額を算出してください。

3. 進学届の「希望する借入金額（年額）と借用金額」を記入してください。

- ※ 貸付限度額に千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げます。
- ※ 貸付限度額未満を希望する場合は、1万円単位となります。

※ **進学届** の「大阪府・授業料支援補助金見込額」については、世帯状況の確認ができないため、申込生徒1人の子どもを扶養する世帯として見込額を算定しております。
 申込生徒を含む2人以上の子どもを扶養する世帯に該当する場合は、大阪府の授業料支援補助金、貸付限度額が異なります。
 また、年収めやす800万円以上910万円未満の世帯の場合は、貸付限度額が異なる、もしくは貸付対象外となります。
 扶養する子どもの人数は、『大阪府授業料支援補助金』の申請結果確認後に確定します。

※ 扶養する子どもの人数が確定するまでは、子どもの人数を1人として貸付額を算定します。そのため、貸付超過が生じる場合があります。超過貸付分については、返還していただきます。

A 国公立（国立高等専門学校を除く）

| 進学届に印字されている見込額 | | | 貸付限度額 (年額) | 備 考 |
|----------------|-----------|-----------|---------------|--|
| 就学支援金 | 授業料支援補助金 | 合 計 | | |
| 396,000 円 | 204,000 円 | 600,000 円 | 100,000 円 | ・ 授業料実質負担額は無償となります。 ・ 貸付限度額（年額）は、『その他教育費：10万円』です。 |
| 118,800 円 | 281,200 円 | 400,000 円 | 100,000 円 | |
| 118,800 円 | 0 円 | 118,800 円 | 貸付対象外 | ・ 所得基準を超えているため、貸付対象外です。 |
| 0 円 | 0 円 | 0 円 | | |

(注) 国や大阪府の支援金等の制度について、内容に変更が生じた場合は、貸付額が変わる場合があります。

B 大阪府の私立高校生等就学支援推進校である私立高等学校・高等専修学校等（全日制）

※大阪府の授業料支援補助金制度の拡充により2年時以降は貸付限度額が変わります。推進校のうち、大阪府外校の1年時は授業料支援補助金対象外です。1年時の貸付限度額は**C**で確認してください。

| 進学届に印字されている見込額 | | | ★扶養する 子どもの人数 | 貸付限度額（年額）※ | | 備 考 |
|----------------|-----------|-----------|-----------------|------------|----------------------|---|
| 就学支援金 | 授業料支援補助金 | 合 計 | | 1年時 | 2年時以降 | |
| 396,000 円 | 204,000 円 | 600,000 円 | — | 100,000 円 | 100,000 円 | 授業料実質負担額は無償となります。貸付限度額（年額）は、『その他教育費：10万円』です。 |
| 118,800 円 | 281,200 円 | 400,000 円 | 1人 | 300,000 円 | 100,000 円 | (1年時) 扶養する子どもの人数に応じた貸付限度額（年額）の範囲内で金額を記入してください。 (2年時以降) 授業料実質負担額は無償となります。貸付限度額（年額）は、『その他教育費：10万円』です。 |
| | | | 2人 | 200,000 円 | | |
| | | | 3人以上 | 100,000 円 | | |
| 118,800 円 | 0 円 | 118,800 円 | 1人 | 240,000 円 | 0円 (貸付対象外) (注) | (1年時) 扶養する子どもの人数に応じた貸付限度額（年額）の範囲内で金額を記入してください。 (2年時以降) 授業料実質負担額は無償となり貸付対象外（0円）となります。 (注)所得状況等の変動により貸付が可能となる場合があります。その場合に貸付を希望される方は進学届を提出してください。 |
| | | | 2人 | 100,000 円 | | |
| | | | 3人以上 | 対象外(0円)(注) | | |
| 0 円 | 0 円 | 0 円 | — | 240,000 円 | 0円 (貸付対象外) (注) | (1年時) 24万円が上限となります。(2年時以降) 授業料実質負担額は無償となり貸付対象外（0円）となります。 (注)所得状況等の変動により貸付が可能となる場合があります。その場合に貸付を希望される方は進学届を提出してください。 |

★扶養する子どもは以下の通りです。

- ・ 令和8年4月1日時点で、18歳以下（平成19年4月2日以降生まれ）。在学の有無は問いません。
- ・ 令和8年4月1日時点で、19歳以上（平成19年4月1日以前生まれ）。次に示す学校に在籍していることが必要です。

《高校段階》 国の就学支援金の支給対象となる以下の学校

- 国公立高等学校、中等教育学校（後期課程）及び特別支援学校（高等部）
※専攻科を含む。別科の生徒、科目履修生、聴講生は除く。
- 公立専修学校（高等課程）
- 国公立高等専門学校
- 「保健師助産師看護師法」に定める学校又は准看護師養成所
- 「調理師法」に基づく調理師養成施設
- 「製菓衛生師法」に基づく製菓衛生師養成施設
- 「理容師法」に基づく理容師養成施設
- 「美容師法」に基づく美容師養成施設
- 各種学校のうち一定の要件を満たす外国人学校（文部科学省告示で指定）

専修学校一般課程又は各種学校の認可を受けている学校に限る。

《大学段階》 学校教育法で定める大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）

- ※浪人生については、高等学校等卒業後1年間に限り人数に含めます。
- ※大学院、海外の学校は対象外です。

推進校以外、大阪府外、通信制などの学校は裏面へ

貸付限度額（年額）の計算方法について ②

C 大阪府外の私立学校等、大阪府の私立高校生等就学支援推進校以外の私立学校等（※大阪府の授業料支援補助金は支給されません）

| 進学届に印字されている見込額 | | | 年間授業料 | 国 就学支援金 | 保護者負担額 | 保護者負担額 | その他教育費 100,000円 | 貸付限度額 (年額) |
|----------------|----------|----------|-------|------------|--------|--------|--------------------|--------------------|
| 就学支援金 | 授業料支援補助金 | 合計 | | | | | | |
| 396,000円 | 204,000円 | 600,000円 | 円 | 396,000円 | 円 | 円 | 100,000円 | 円 |
| 118,800円 | 281,200円 | 400,000円 | 円 | 118,800円 | 円 | 円 | 100,000円 | 円 |
| 118,800円 | 0円 | 118,800円 | 円 | 118,800円 | 円 | 円 | (加算なし) 0円 | (上限：240,000円) 円 |
| 0円 | 0円 | 0円 | 円 | 0円 | 円 | 円 | (加算なし) 0円 | (上限：240,000円) 円 |

年間授業料を記入してください
※授業料は進学先の学校にご確認ください。

年間授業料が就学支援金よりも低い場合は、保護者負担額は0円です。

※貸付限度額に千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げてください。

D 通信制の私立高等学校（通信制の貸付限度額の詳細は、別紙の別表2及び4もご参照ください。）

| 進学届に印字されている見込額 | | | 区 分 | 貸付限度額 (年額) | 備 考 |
|----------------|----------|----------|---------------------|----------------------------|---|
| 就学支援金 | 授業料支援補助金 | 合計 | | | |
| 396,000円 | 204,000円 | 600,000円 | 大阪府・私立高校生等就学支援推進校 | 100,000円 | ・授業料実質負担額は無償となります。貸付限度額（年額）は、『その他教育費：10万円』です。 |
| 118,800円 | 281,200円 | 400,000円 | 大阪府・私立高校生等就学支援推進校以外 | 『授業料実質負担（※）』 + 100,000円 | ①・『授業料実質負担額（※）』 + 『その他教育費：10万円』の範囲内での貸付となります。 |
| 118,800円 | 0円 | 118,800円 | — | 『授業料実質負担（※）』 | ② |
| 0円 | 0円 | 0円 | — | 『授業料実質負担（※）』 | ③・『授業料実質負担額（※）』の範囲内での貸付となります。 ・24万円が上限となります。 |

(※) 『授業料実質負担額』の計算方法

$$\text{授業料実質負担額} = \text{年間授業料 (1単位あたりの授業料} \times \text{年間単位数)} - \begin{cases} \text{① 国の就学支援金：最大300,750円 (1単位：} * 12,030\text{円} \times 25\text{単位)} \\ \text{② 国の就学支援金：120,300円 (1単位：} 4,812\text{円} \times 25\text{単位)} \\ \text{③ } \end{cases}$$

※1年あたり、おおむね25単位の履修が必要
※授業料及び単位数は進学先の学校にご確認ください。

*1単位あたりの授業料が12,030円よりも低い場合は、授業料相当額が上限となります。

E 大阪公立大学工業高等専門学校（年間授業料：234,600円）

※大阪府の授業料支援補助金制度の拡充により2年時以降は貸付限度額が変わります。
4・5年時には別の修学支援制度により貸付限度額が変わる場合がありますので、育英会までお問い合わせください。

| 進学届に印字されている見込額 | | | ★扶養する 子どもの人数 | 保護者負担額 | 貸付限度額（年額）※ | | 備 考 |
|----------------|----------|----------|-----------------|----------|------------|----------|---|
| 就学支援金 | 授業料支援補助金 | 合計 | | | 1年時 | 2・3年時 | |
| 396,000円 | 204,000円 | 600,000円 | — | 0円 | 100,000円 | 100,000円 | 授業料実質負担額は無償となります。貸付限度額（年額）は、『その他教育費：10万円』です。 |
| 118,800円 | 281,200円 | 400,000円 | 1人 | 115,800円 | 300,000円 | 100,000円 | (1年時) 扶養する子どもの人数に応じた貸付限度額（年額）の範囲内で金額を記入してください。 (2・3年時) 授業料実質負担額は無償となり貸付対象外（0円）となります。 |
| | | | 2人 | 100,000円 | 200,000円 | | |
| | | | 3人以上 | 0円 | 100,000円 | | |
| 118,800円 | 0円 | 118,800円 | — | 115,800円 | 貸付対象外 | | 所得基準を超えているため、貸付対象外です。 |
| 0円 | 0円 | 0円 | — | 234,600円 | | | |

F 大阪府外の国立高等専門学校（年間授業料：234,600円）（※大阪府の授業料支援補助金は支給されません）

4・5年時には別の修学支援制度により貸付限度額が変わる場合がありますので、育英会までお問い合わせください。

| 進学届に印字されている見込額 | | | 保護者負担額 | 貸付限度額 (年額) | 備 考 |
|----------------|----------|----------|----------|---------------|---|
| 就学支援金 | 授業料支援補助金 | 合計 | | | |
| 396,000円 | 204,000円 | 600,000円 | 0円 | 100,000円 | ・授業料実質負担額は無償となります。貸付限度額（年額）は、『その他教育費：10万円』です。 |
| 118,800円 | 281,200円 | 400,000円 | 115,800円 | 216,000円 | ・『保護者負担額』 + 『その他教育費：10万円』の範囲内での貸付となります。 |
| 118,800円 | 0円 | 118,800円 | 115,800円 | 貸付対象外 | ・所得基準を超えているため、貸付対象外です。 |
| 0円 | 0円 | 0円 | 234,600円 | | |